

第4章



重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の考え方

重点区域については、歴史的風致の維持向上に資する施策を重点的かつ一体的に推進し、その効果を市全域に波及させていくことが重要であることから、本計画の重点区域は、歴史的風致の範囲が重なりを見せる区域を中心に設定する。

本市の歴史的風致は、「織物のまち桐生」を象徴するノコギリ屋根や織物関連産業、絹遺産を主体とする歴史的風致が市域に広範囲に広がり、その中にそれぞれ重なり合いながら織物産業に関する歴史的風致、桐生祇園祭やゑびす講などの祭礼・行事に関する歴史的風致が市街地を中心に存在している。北には、桐生発祥の地として、古代から中世に桧杓山城下として桐生の礎を形成した地域に広がる歴史的風致、その南には、城下から移住させ、新たな町を造り、近世から近代にかけて中心地として発展した桐生新町を中心に、人々の営み、祭礼や行事、伝統産業などが各地に受け継がれてきた。

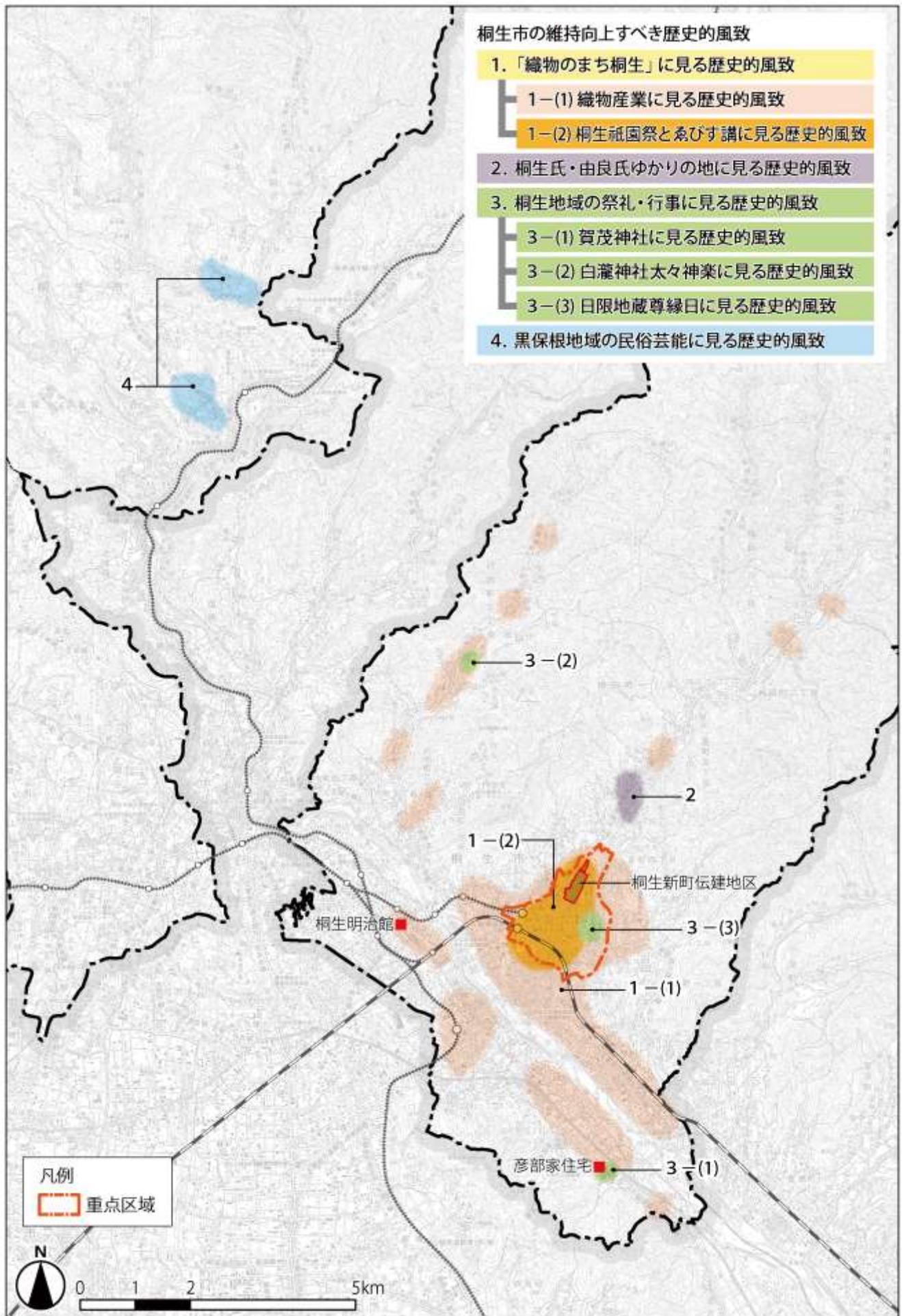
その中でも、近世からの町割りが色濃く残る桐生新町伝建地区とその周辺には、様々な時代の歴史的建造物が数多く残され、織物産業を土台に、その中で育まれてきた桐生祇園祭、ゑびす講などの営みや活動が、現在に至るまで脈々と続けられ、良好な歴史的風致を形成している。

しかし、第3章の課題でも触れたが、人口減少や少子高齢化により維持管理が困難となった歴史的建造物の老朽化や取り壊しが進み、町並み景観への影響も危惧されている。その中で営まれる伝統産業では、後継者不足や技術の継承が危ぶまれ、各地の祭礼や行事についても担い手不足により縮小や休止が余儀なくされているなど、多くの課題が山積しているのが現状である。桐生新町周辺では、

伝建地区内における保存物件だけではなく、横山町をはじめ西久方町、東久方町、東地区などにもノコギリ屋根や社寺などといった多くの歴史的建造物が点在し、同様の課題を抱えるほか、1本の道路を隔てた伝建地区内と外との規制の有無による景観や市民の保存認識上の問題がある。したがって、今回重点区域として定める範囲を、桐生新町伝建地区のバッファゾーン（緩衝帯）として捉え、まちづくり団体等との連携により、各所有者の理解や協力を得ながら、歴史的建造物の保存や利活用に結びつけていく必要がある。

そのため、本計画では、これらの課題の解消に向けて、重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上に向けた施策を展開していくものとする。

なお、歴史的風致を形成している他の地区についても、計画の推進のため、条件が整い、施策展開が必要と認められる場合には、状況に応じて重点区域の追加や見直しを行うものとする。



歴史的風致の分布と重点区域

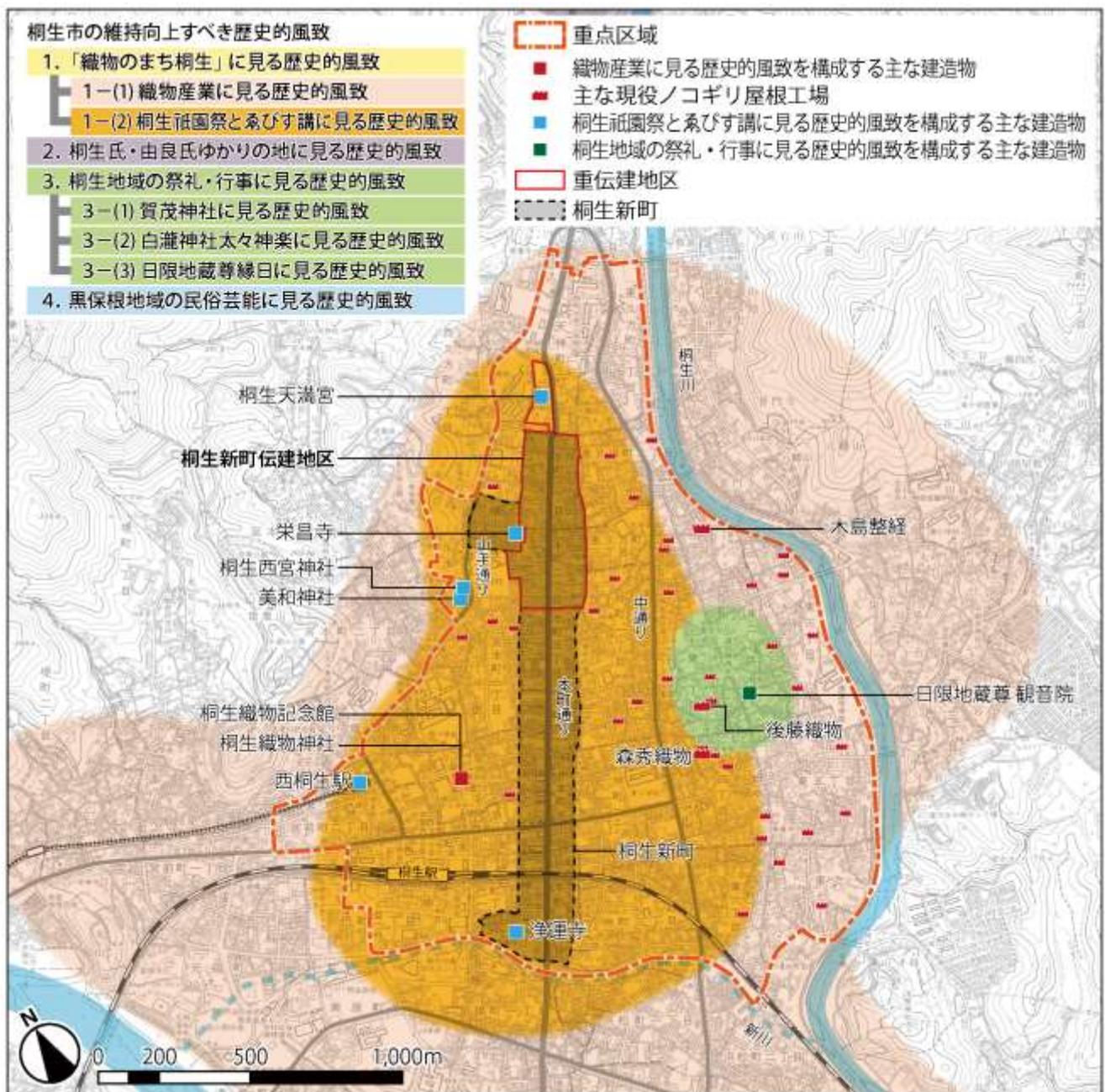
2. 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の位置

桐生歴史的風致地区は、重伝建地区を含む桐生新町（本町一丁目から六丁目と横山町）を中心に、現役のノコギリ屋根工場が多く残る東地区、桐生祇園祭やゑびす講の中心となる美和神社や桐生西宮神社などを含む市街地の範囲とする。

重点区域は、東は桐生川、南は概ね桐生新町の南端でもある新川を境界とする。西から北にかけては、西桐生駅、美和神社及び桐生西宮神社の境内などを含む区域とし、県道前橋大間々桐生線や山手通りなどの各市道、町界等を境界とする。

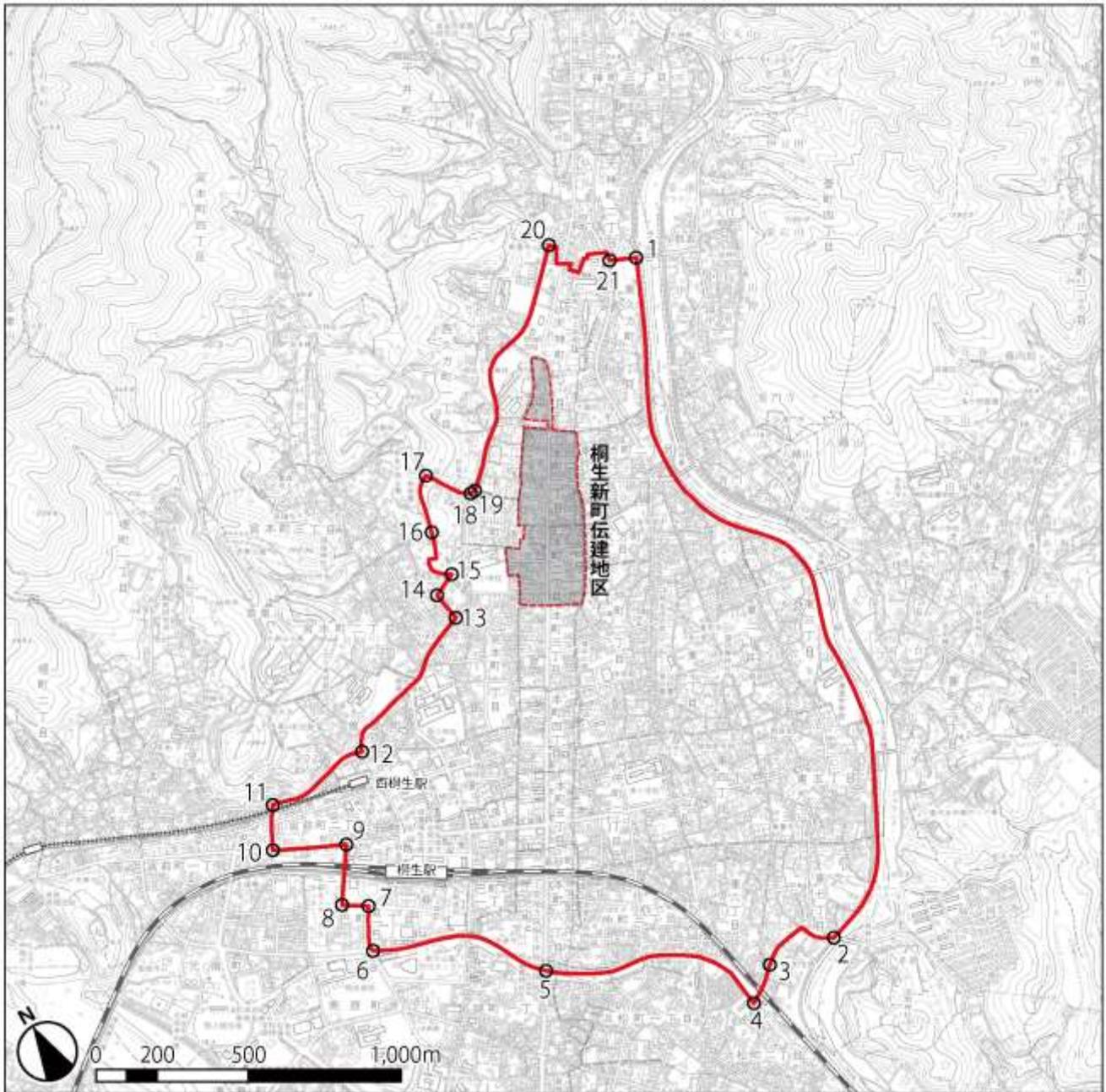
名称	桐生歴史的風致地区
面積	約267ヘクタール



重点区域図

(2) 重点区域の区域(境界)

重点区域の範囲の境界は下記のとおりである。



重点区域の境界

重点区域の区域(境界)の位置

区間	区域(境界)の位置
1 ~ 2	桐生川右岸堤防
2 ~ 3	市道1-28号線
3 ~ 4	市道2-13号線
4 ~ 5	市道10330号線
5 ~ 6	市道10209号線
6 ~ 7	市道1-37号線
7 ~ 8	市道10206号線
8 ~ 9	市道10848号線
9 ~ 10	県道前橋大間々桐生線
10 ~ 11	市道10110号線
11 ~ 12	市道10015号線
12 ~ 13	市道1-37号線(山手通り)
13 ~ 14	市道10175号線
14 ~ 15	美和神社並びに桐生西宮神社境内
15 ~ 16	西久方町二丁目と宮本町二丁目の境界
16 ~ 17	西久方町二丁目と宮本町三丁目の境界
17 ~ 18	西久方町一丁目と西久方町二丁目の境界
18 ~ 19	横山町と西久方町一丁目の境界
19 ~ 20	市道1-37号線(山手通り)
20 ~ 21	天神町一丁目と天神町二丁目の境界
21 ~ 1	東久方町一丁目と天神町二丁目の境界

3. 重点区域の指定の効果

本市の重点区域は、近世から近代にかけて主に織物で発展してきた地域であり、その中心地となっている桐生新町伝建地区を核に来訪者も増えている。様々な歴史的風致の重なりを踏まえ、重点区域において一体的かつ重点的な取り組みを行うことにより以下の効果が期待できる。

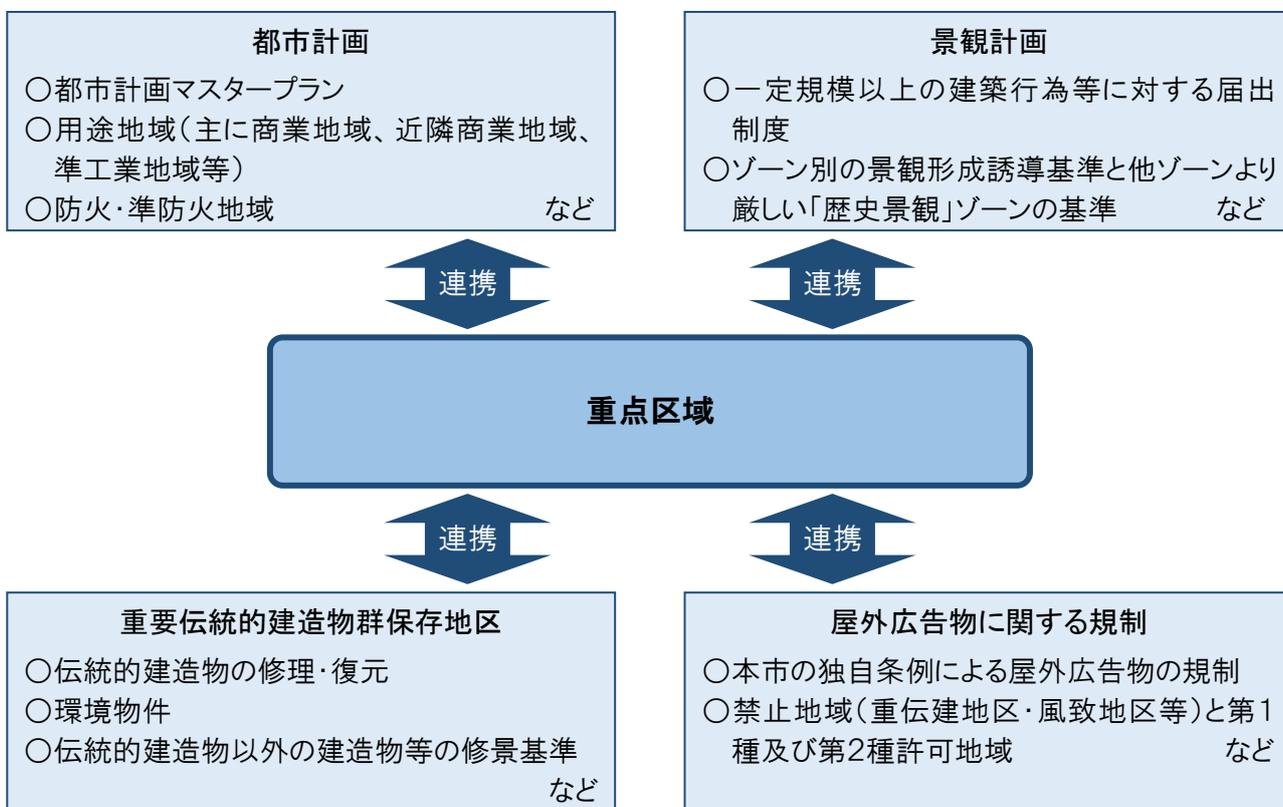
1つ目として、歴史的建造物の保存・活用や、周辺市街地の環境整備の促進による歴史的風致の維持向上、景観計画等との連携や歴史的建造物に調和した都市基盤の整備により、良好で魅力的な景観の形成が図られることが期待される。

また、2つ目として、歴史的資源を巡る観光客など交流人口の増加や、空き家となって

いる歴史的建造物やノコギリ屋根工場の利活用の促進により、地域の活性化が期待される。

さらに3つ目として、市民が歴史に対する認識を深め、伝統を守り伝えようという意識の醸成を図っていくことで、桐生祇園祭をはじめとする伝統的な祭礼・行事等への積極的な参加や、桐生織物をはじめとする伝統産業の保護育成など、次世代へ歴史的風致が継承されていくことが期待できる。そして、事業を推進することにより、市民や来訪者の本市への愛着や誇りが育まれ、ひいては行政、事業者、市民や市民団体などが連携した、歴史を活かしたまちづくりに寄与する。

4. 良好な景観形成に関する施策との連携



良好な景観形成に関する施策との連携の体系

(1) 都市計画との連携

① 都市計画との連携

本市では、桐生都市計画区域と新里都市計画区域が指定されている。

桐生都市計画区域については、現在の計画区域は13,747ヘクタールで、昭和48年(1973)に区域区分が定められている。市街化区域の面積は、昭和48年(1973)の当初決定の時点で2,660ヘクタールであったが、その後の見直しにより、現在は3,034ヘクタールまで増加している。本市の特徴としては、桐生都市計画区域内に建築基準法第49条第1項の規定に基づいた桐生都市計画特別工業地区を定めて、地区内の織物産業以外の建築物を制限し、織物関係産業の保護に努めている。また、家内工業的な織物産業関連工場の多さから、準工業地域の割合がおよそ4割を占めており、古くから織物の産地として発展してきた都市であることを物語っている。

一方、新里都市計画区域については、昭和49年(1974)に都市計画決定され、新里地区全域3,560ヘクタールが区域指定されているが、新里都市計画区域では区域区分は定められていない。

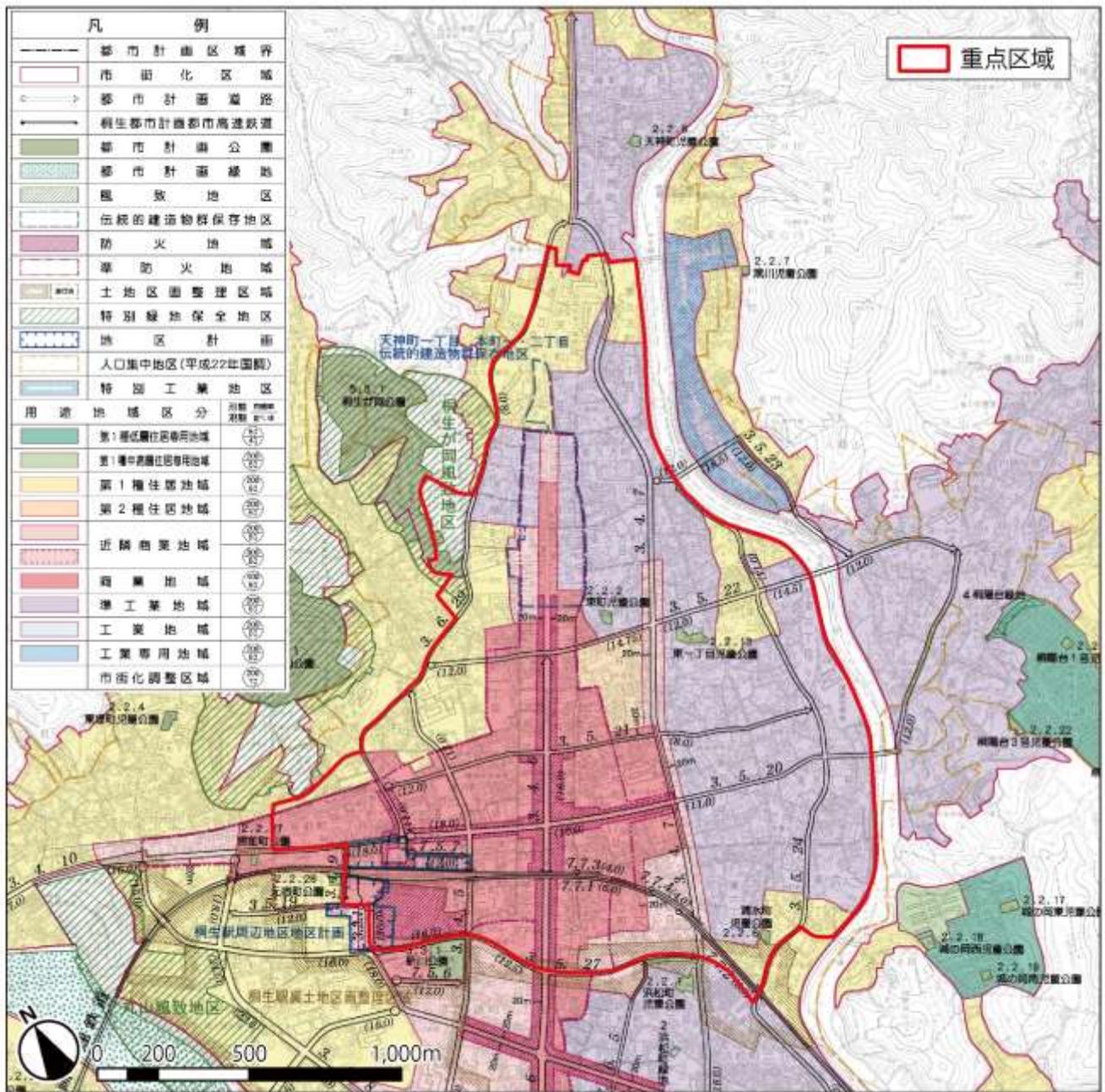
重点区域は、桐生都市計画区域の市街化区域内で、桐生地区の中心市街地に位置している。都市計画の用途地域は、主に商業地域、近隣商業地域、準工業地域に指定されており、その一部は、防火・準防火地域の指定も受けている。重点区域の中心には、桐生天満宮を起点に通る幅約5間(約10メートル)の本町通りを中心に形成された桐生新町伝建地区が都市計画決定されていることから、中心市街地としての都市機能の集積と歴史的な町並みの保全との両立を図る。

② 桐生市都市計画マスタープランとの連携

桐生市都市計画マスタープランでは、本市のまちづくりの将来像の実現を目指すための6つのまちづくりの目標を定め、その目標の1つとして「歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成」を掲げている。古くからの人の営みの中で生み出され、残されてきた歴史的・文化的資産は、本市民の精神的な拠り所であり、都市としての個性を表す資産でもあることから、これらを活かしつつ、桐生らしい魅力的なまちづくりを推進する。

また、まちづくりの目標を実現するために、「拠点」「都市軸」などの構成要素を基本に、まちづくりの基本的な構成を示す将来都市構造の1つとして、桐生らしい特色ある施設の立地、あるいは歴史資産の集積のある地区などに魅力づくりの拠点を位置付け、重点的かつ拠点的に環境整備を図ることにより、歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成を推進する。

第4章 重点区域の位置及び区域



重点区域周辺の都市計画の状況

(2) 景観計画との連携

本市では、歴史的まち並み、織物産業の隆盛に伴い造られた文化財、都市と近接した豊かな自然景観など、様々な要素が凝縮された、美しく特徴的な景観を有しており、景観法に基づく桐生市景観計画を運用している。

行為の制限としては、市の全域を景観計画区域とし、景観への影響が大きい一定規模以上の建築行為に対しては、市への届出により、景観計画への適合を審査するほか、必要に応じて勧告や変更命令等の措置を図ることとしている。

良好な景観の形成に関する方針では、地域の特徴や個性を生かした景観形成を図るため、9地域に区分した地域別の景観形成方針

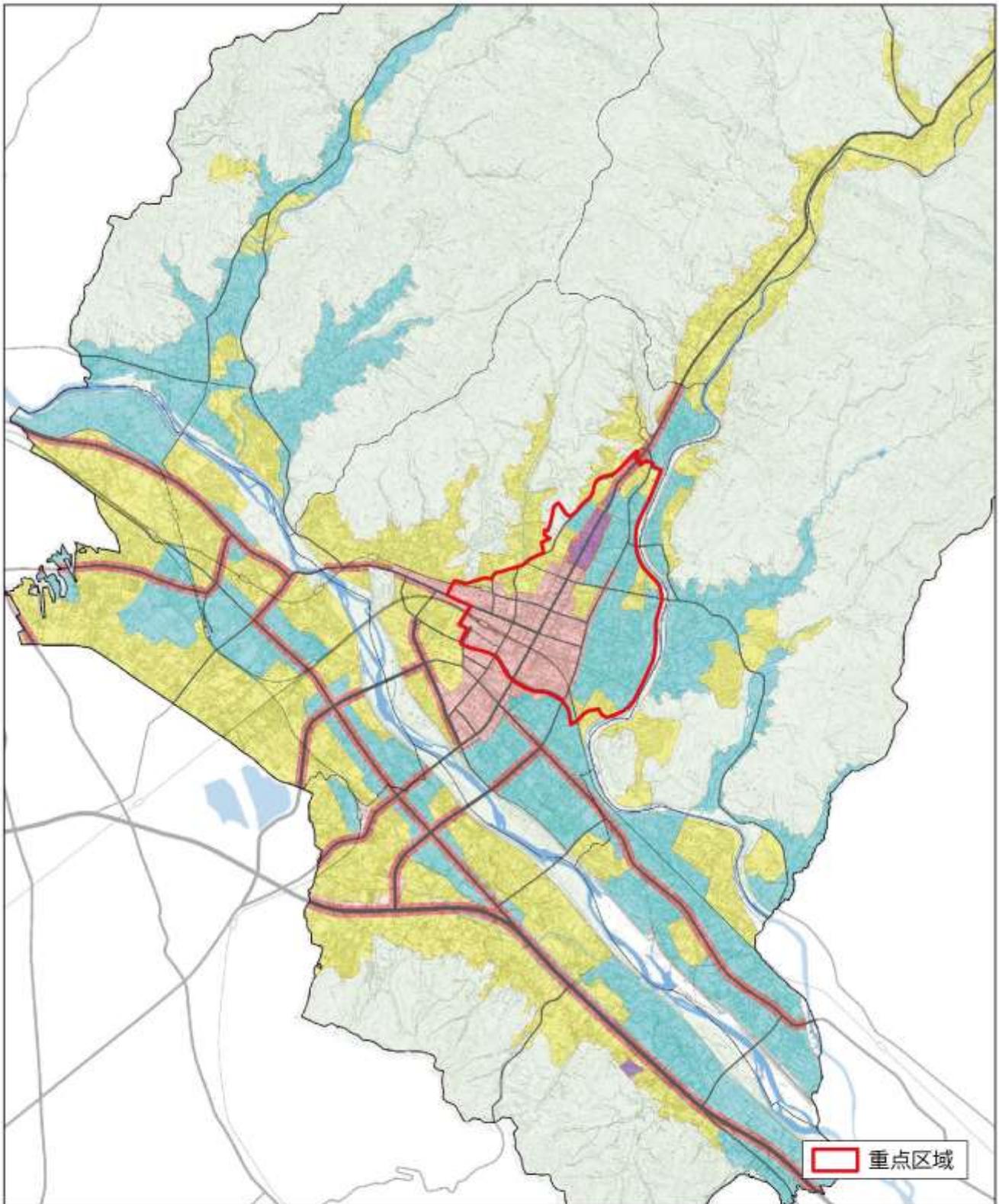
に加えて、市域全域を、地域特性や都市計画の土地利用方針などに基づき、「歴史」「商業地」「沿道市街地」「住宅地」「工業地」「自然」の6つのゾーンに分け、区域内の行為全般に共通する基準及びそれぞれのゾーンごとの景観形成誘導基準を定め、外壁や屋根等の基準色や推奨色を設定した色彩基準を設けている。重点区域にも含まれている「歴史景観」ゾーンでは、重伝建地区や指定文化財等の周辺区域を対象地域とし、他ゾーンより厳しい色彩基準を設けるなど歴史的資源が周辺景観と調和が図られるように誘導し、より魅力的な景観の形成と保全を推進する。

ゾーン別の景観形成誘導基準（抜粋）

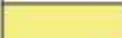
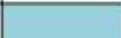
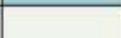
②歴史景観ゾーン

【伝統的建造物群保存地区・指定文化財等の周辺の区域】

区 分	基準の内容
基本的事項	・伝統的建造物群保存地区では、保存条例及び保存計画に定める規制を遵守し、これに定めのない事項については歴史景観ゾーンの基準で補完します。
位置 ・配置	・まち並みの歴史特性に配慮した位置・配置とします。 ・必要に応じてオープンスペースを確保し、ゆとりある景観の創出に努めます。オープンスペースの確保により連続性が失われる場合は、垣根や塀などの工夫した配置により、連続性の確保にも配慮します。
形態 ・意匠	・高さや形態・色彩・意匠が歴史的資源の景観を阻害したり、乱したりすることのないよう、近接する歴史景観資源との調和に努めます。
色彩 ・材料	・色彩は歴史景観ゾーンの色彩基準を遵守します。 ・歴史的資源の景観と調和した色彩を用います。 ・周辺の歴史特性や建物の状況により、木材や石材など、歴史特性に合わせた自然素材の利用に努めます。
外構 ・緑化	・歴史特性を考慮した上で、可能な範囲で敷地境界の緑化に努めます。 ・敷地境界に構造物を設ける場合は、周辺環境との調和に配慮し、木塀や土塀、垣根など自然の素材の利用に努めます。また、高さは必要最小限とし、圧迫感の低減を図ります。
屋外設備 ・施設の 配置等	・車庫・駐車場・駐輪場・ゴミ置き場などの施設は、配置や植栽などにより道路側から目立たないようにします。 ・自動販売機等は塀などの工作物により目立たない位置に設置し、色彩・意匠なども周辺景観に配慮します。 ・照明は歴史的資源との調和に配慮して形態・意匠及び配置や照度等を計画します。
その他	・屋外広告物は自家用広告なども含め、必要最小限に留めます。また意匠や大きさ、高さ等も歴史的資源や周辺景観との調和を最優先とします。



凡例

	河川湖沼		道路		鉄道・駅
	住宅地景観ゾーン		商業地景観ゾーン		工業地景観ゾーン
	沿道市街地景観ゾーン		歴史景観ゾーン		自然景観ゾーン
	伝統的建造物群保存地区				

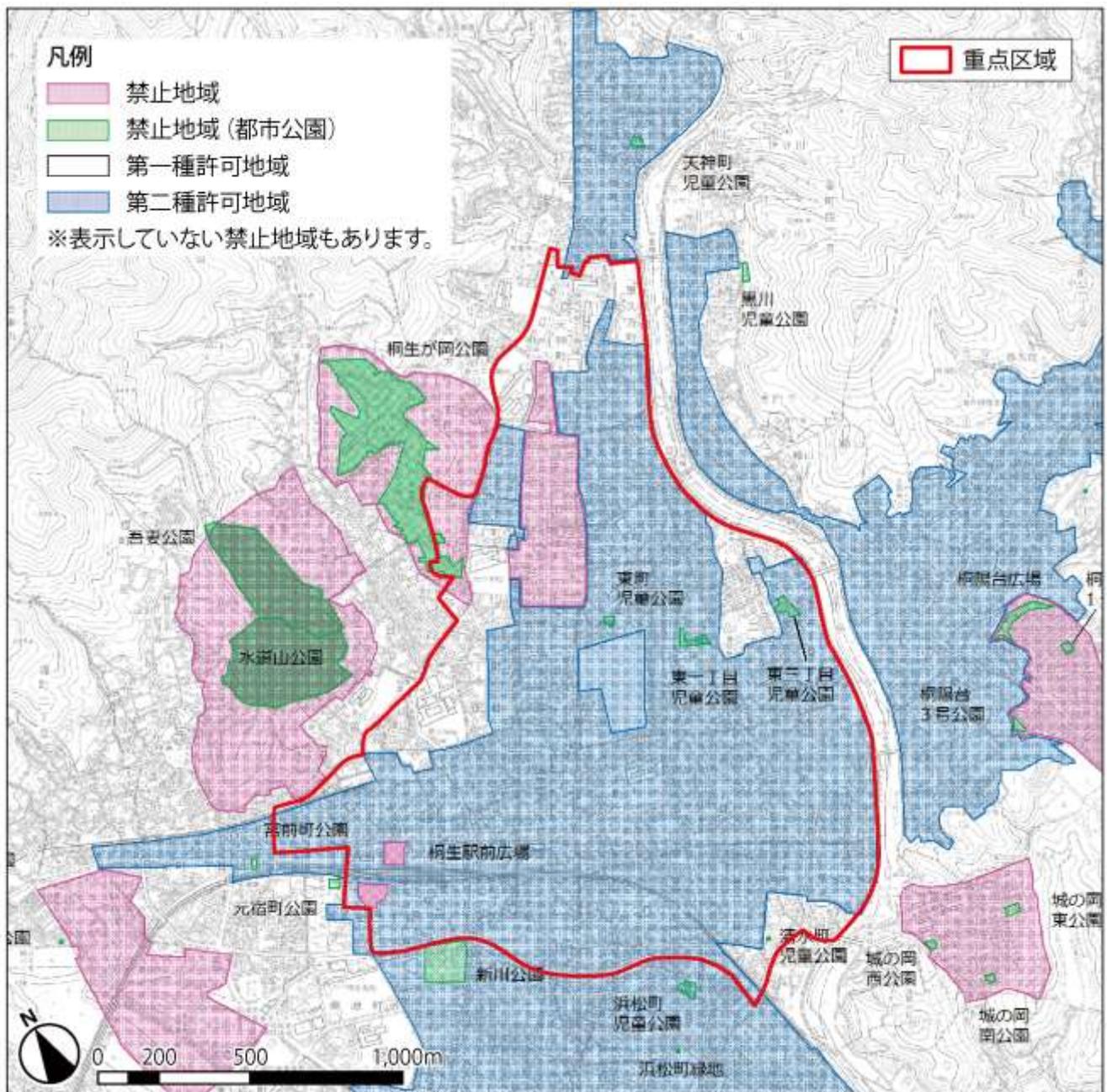
景観形成誘導方針図

(3) 屋外広告物条例との連携

屋外広告物は、景観を形成する重要な構成要素であり、景観計画との一元的な取り組みが求められていることから、平成29年度（2017）から「桐生市屋外広告物条例」を新たに施行し、地域における景観の形成と一体となった屋外広告物の規制を実施している。本市の全ての地域を、許可地域と禁止地域のいずれかに区分している。桐生新町伝建地区をはじめとする禁止地域、自家広告物や案内広告物などの適用除外となる物件を除いて、原則として屋外広告物の表示が禁止されて

いる。禁止地域外の地域は、第1種及び第2種許可地域に区分され、地域ごとの許可基準に適合したもののみ設置することができる。

これらの規制により、桐生新町伝建地区内の自家広告物などの周辺景観への配慮を誘導するとともに、桐生新町伝建地区周辺の屋外広告物については、地域内と許可基準が異なるため、良好な景観が損なわれる恐れもあることから、景観計画との連携を図りながら、屋外広告物等の適正な規制・誘導を推進する。



地域区分

(4) 重要伝統的建造物群保存地区との連携

伝建地区は、伝統的建造物群及び歴史的に
 一帯をなす環境の広がりや保存地区とし、伝
 統的建造物群の周囲の環境までを含んで面的
 に保存するものである。

桐生新町伝建地区には、町立て当時の土地
 の区画（敷地割）が良く残され、現在でも織
 物業に関わる町屋や蔵、ノコギリ屋根工場な
 ど歴史的な建造物が多く見られる。先人たち
 が様々な時代を乗り越え、このまちを守り続
 け、織物業で栄えた桐生の歴史を今に伝えて
 いる。

それらの織物業により培われてきた町の
 履歴を示す多種多様な形態の歴史的な建造
 物が建ち並ぶ桐生新町の町並みを保存して

いくために、桐生市桐生新町伝統的建造物群
 保存地区保存計画を策定し、伝統的建造物や
 地区の特性を表す環境物件についても保存
 の対象とし修理事業を実施している。

また、地区全体に現状変更の規制を行い、
 保存地区内の新しい建物や空き地に対しても
 修景事業を実施し、歴史的風致との調和を
 図るための整備に努めている。

桐生新町伝建地区は、この保存計画に基づ
 いた文化財としての伝統的建造物群の保存
 を進めながら、歴史的風致維持向上計画の重
 点区域の中心的地域であることから、その周
 辺環境の保全・整備を一体的に行い、歴史的
 資源を活かしたまちづくりを推進していく。

修理基準

対 象		伝統的建造物もしくは環境物件に特定されたもの(補助)
建 築 物	位置	現状維持もしくは復原のための修理を行う。
	高さ	
	構造	
	屋根	
	外壁	
	建具	
	色彩	
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、伝統的建造物と調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。
工作物(塀、門、祠、井戸等)		現状維持もしくは復原のための修理を行う。
環境物件(樹木、水路跡等)		現状維持もしくは復原のための復旧を行う。

許可基準

対 象		伝統的建造物に特定されたもの以外のもの(非補助)	
建 築 物	位置	通り沿いは、原則として、通りに面した位置とする。 ただし、やむを得ず通りに面した位置とすることができない場合には、道路境界に歴史的な環境に調和した塀、門、生垣等を設置する。 なお、本町通り沿いにおいては、通りに対して少し傾いた位置とする。	
	高さ	本町通り沿いについて	その他の通り沿いについて
		道路境界から20mの範囲においては、2階建以下、かつ、9m以下とする。	道路境界から10mの範囲においては、2階建以下、かつ、9m以下とする。
		天満宮区域について	その他の範囲について
		2階建以下、かつ、9m以下とする。	3階建以下、かつ、12m以下とする。
	構造	原則として、木造とする。 ただし、やむを得ず他の構造とする場合には、歴史的な環境との調和を図る。	
	屋根	屋根形態は、原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。 ただし、やむを得ず他の形態とする場合には、歴史的な環境との調和を図る。 屋根勾配及び材料は、歴史的な環境との調和を図る。	
	外壁	歴史的な環境との調和を図る。	
	建具	建具の位置、形態、仕上げ及び材料については、歴史的な環境との調和を図る。	
	色彩	歴史的な環境との調和を図る。	
設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的な環境に調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。		
工作物(塀、門、祠、井戸等)	歴史的な環境と調和する配置、規模、形態、意匠、材料、色彩等とする。		
駐車場	塀、生垣等により囲うなど歴史的な環境を損なわないものとする。		
宅地の造成その他の土地の形質の変更	変更後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。		
木竹の伐採、土石類の採取	実施後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。		

(5) 地域産業資源及び近代化産業遺産に関する事項

群馬県により指定された「地域産業資源」のうち、本市の歴史的風致に関連するものは、鉦工業品又は鉦工業品の生産に係る技術として、「桐生織」「東毛地域の織物製品」「東毛地域のメリヤス製品」「東毛地域のニット製品」「東毛地域のレース製品」「群馬のシルク製品」「桐生横振刺繍ししゅう」「正藍染上州小倉織」「桐生手描き紋章上絵もんしやうおえ」「藍・草木を使った桐生絞り染め」「桐生絞」など、織物や繊維に関する様々な技術が指定されている。また、文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として、「のこぎり屋根の風景」も地域産業資源に指定されている。また、本市では地域資源の魅力をいかして地域ブランド創出を目指すため、「ふるさと名物応援宣言」をしており、産学官連携による開発支援、国内外の取引先開拓、繊維大学で人材育成などの支援を行っている。

一方、本市に関連する「近代化産業遺産」として、「近代化産業遺産群33」（平成19年度

(2007) 認定) の「優れた生産体制等により支えられる両毛地域の絹織物業の歩みを物語る近代化産業遺産群」、及び「近代化産業遺産群 続33」（平成20年度（2008）認定）の「質量ともに豊富な人材を供給し我が国の産業近代化を支えた技術者教育の歩みを物語る近代化産業遺産群」が経済産業大臣より認定されている。近代化産業遺産として認定された物件はいずれも、桐生織物の生産等に関わる施設である。

このうち、地域産業資源かつ近代化産業遺産であるものは、「優れた生産体制等により支えられる両毛地域の絹織物業の歩みを物語る近代化産業遺産群」の構成遺産である合資会社後藤（後藤織物）、織物参考館“紫”（森秀織物）の2件で、ノコギリ屋根工場において「桐生織」「東毛地域の織物製品」の生産を行っている。いずれも、重点区域内に位置しており、本市の歴史的風致の維持及び向上に関連するものである。

本市内の近代化産業遺産及び地域産業資源

遺産名称	近代化産業遺産		地域産業資源
	内訳 (不動産)	(動産)	
桐生の織物関連遺産	群馬大学工学部同窓記念会館	—	「桐生織」「東毛地域の織物製品」の生産
	ベーカリーレンガ(旧金谷レース工業)	—	
	無鄰館	—	
	桐生織物記念館	—	
	同 所蔵物	織物機器	
	旧模範工場桐生撚糸合資会社事務所棟附倉庫(桐生市近代化遺産絹撚記念館)	—	
	合資会社後藤	—	
	織物参考館“紫”	—	
	同 所蔵品	織物機器	
	桐生森芳工場	—	
旧東洋紡織工場	—		